

門川町旧庁舎跡地（建物・土地）
活用に関するサウンディング型市場調査
実施要領

令和4年12月

1. 調査の目的

門川町では、令和元年12月に庁舎跡地及び建物の有効的な利用方法を検討するため、「庁舎跡地利用検討委員会」を設置し、令和4年1月24日に同委員会からの答申を受け、同年3月に「基本構想」を策定しております。

この跡地には、旧役場庁舎が昭和43年に建設以来、町の中心・拠点として役割を担ってきましたが、建築後50年が経過し、行政需要の多様化、施設の狭隘化・老朽化といった課題が顕在化していました。特に南海トラフ巨大地震における津波浸水区域に位置しており、防災拠点施設としての機能が危惧されることから、早急な対応が求められていました。

これらの問題解決のため平成29年に新庁舎建設を決定し、基本構想、基本計画を策定、令和元年9月に新庁舎建設工事に着手、令和3年3月に完成したところです。

旧庁舎建物と跡地は、町の中心市街地に位置しており、持続可能なまちづくりの観点からも重要な場所になります。この中心地をどのように活性化させるかは、町にとり大きな課題であります。

旧庁舎建物と跡地活用方法の検討に当たり、民間事業者が持つ様々な知識やノウハウをもとに、さらなる町民サービスの向上や削減等に繋げていくことを目的として、今回、サウンディング型市場調査を実施します。

○庁舎跡地活用ビジョン・方向性

庁舎跡地活用ビジョン

「人との交流が生み出す豊かさを未来につなげる場所」

庁舎跡地が目指す活用の方向性

「魅力発信拠点」 「豊かさの好循環」 「民間活力の導入」

※民間事業者：民間企業のみならず、地域の各種団体や組織、市民活動団体等を含めた民間で事業を行おうとする者のことを言います。

2. スケジュール

実施要領の公表	令和4年12月12日（月）
質問書の提出期限	令和4年12月19日（月）
質問への回答	令和4年12月23日（金）
サウンディング参加申込期限	令和4年12月28日（水）
調査実施期間	令和5年1月中旬
調査結果の公表	令和5年1月下旬

3. 庁舎跡地の概況等

所在地	宮崎県東臼杵郡門川町本町1丁目1番地		
土地面積	7,490㎡		
本館	2,663㎡	(鉄筋コンクリート造)	
西別館	872㎡	(鉄骨造)	建物計 3,535㎡
駐車場	4,329㎡		

都市計画等による制限

- ・都市計画区域：都市計画区域内
- ・区域区分：市街化区域
- ・用途地域：商業地域
(建ぺい率60% 容積率200%)
- ・防火指定：防火地域指定なし

庁舎跡地周辺は、人口の約半分が居住する人口集中地区（D I D地区）の南部に位置しており、周辺の住宅地と隣接し、門川町における地理的中心地です。町域の中央を南北に縦断する重要な幹線道路である国道10号沿いに位置し、商業施設が集中しています。



4. 門川町庁舎跡地活用基本構想

活用の検討にあたっては、基本構想を踏まえて検討してください。

基本構想については、町ホームページからダウンロードできます。

<https://www.town.kadogawa.lg.jp/news/general/page004003.html>

5. サウンディング（対話）の実施

①提出する書類及び提出部数は次のとおりです。

名 称	提出部数
参加申込書	1 部
誓約書	1 部
サウンディングシート	2 部

②提出書類の受付

- ・参加者は、参加申込書等を門川町役場財政課契約管理係まで提出してください。
- ・受付期間は、開庁日（平日）の午前8時30分から午後5時までとします。
- ・提出方法は、郵送、メール、FAX又は持参とします。

③書類の提出先

〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町平城東1番1号

門川町役場 財政課契約管理係 電話：0982-63-1140/FAX：0982-63-1356

E-mail keiyaku@town.kadogawa.lg.jp

④現地調査・事前相談等の受付

現地調査および事前相談等を希望する場合は、契約管理係までご連絡ください。なお、内部の調査については、建物内立入禁止としておりますので、外観からの調査とさせていただきます。また、余裕を持った希望日をお知らせください。

⑤質問書の提出

サウンディングへの参加にあたり、不明な点等ございましたら、質問書にご記入の上、申込先宛電子メールに送信ください。

- ・受付期限：令和4年12月19日（月曜日）
- ・回答予定：令和4年12月23日（金曜日）
- ・注意事項：件名に、必ず「サウンディング型市場調査質問書」として下さい

⑥サウンディング（対話）の実施予定

実施予定日：令和5年1月中旬

所要時間：1時間程度

場 所：門川町役場内会議室

※日時と場所、詳細等につきましては、後日、調整いたしまして後日通知いたします。

⑦サウンディング（対話）結果の公表

サウンディングの実施結果については、概要のみをホームページに公表いたします。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウ等には配慮し、公表にあたり、事前に掲載内容の確認をさせていただきます。

6. 参加資格条件等

- ①参加者は、提案内容を実行する意向を有する、民間企業、NPO法人、任意団体等とします。
- ②参加者の制限：下記のいずれかに該当する場合を除く
 - (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (2)参加申込書提出時点で、門川町建設工事等の契約に係る入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱に基づく指名停止を受けている者
 - (3)会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
 - (4)暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は門川町暴力団排除条例に該当する者
 - (5)法人税、消費税若しくは地方消費税または町税等を滞納している者

7. 留意事項

- ①参加の扱い
サウンディング（対話）への参加実績は、今後の公募等の参加条件及び評価の対象とはなりません
- ②費用負担
サウンディング（対話）参加に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用については、参加者負担とします。
- ③提出書類の取扱い
提出いただいた書類は返却しません